

令和3年度第4回枝幸町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年8月25日(水) 午前10時30分～午前11時30分
- 2 開催場所 枝幸町役場 3階会議室1・2
- 3 出席委員
2番 今 賢 二 4番 向井地 信 之 5番 向井地 靖 浩
6番 佐 藤 忠 昭 7番 阿 部 条 吉 9番 寺 前 吉 幸
10番 田 中 美代子 11番 諏 訪 隆 12番 平 田 勝一郎
13番 玉 村 良 三 14番 高 橋 壮 治
- 4 欠席委員
1番 松 下 正 則 3番 関 口 真 也
8番 中 野 勤
- 5 議事日程
会議録署名委員の指名 7番 阿 部 条 吉 9番 寺 前 吉 幸
会期の決定 1日間
事務報告
議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
議案第2号 現況証明の発行について
議案第3号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について
議案第7号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 遠 藤 正 勝
主 査 佐 賀 信 也
主 事 坂 東 桃 江

※新型コロナウイルス感染症対策のため出入り口を開放して開催。個人名等の読み上げは行わず、個人情報に配慮して審議を行った。

7 会議の概要

議事

日程第1

開 会

事務局

皆様大変ご苦勞様です。ただ今から令和3年度第4回枝幸町農業委員会総会を開催します。初めに、高橋会長より挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。

第4回の農業委員会総会ということで、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。先月は議案がなく開催しませんでしたけれども、今月は開催する運びとなりましたので、よろしくご審議をお願いします。

再確認となりますが、農業委員は農地利用の最適化の推進に関する設定や変更、或いは農地等の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定、農地転用許可にあたって具申すべき意見決定というような大きな役割を担っています。

農業委員は現地に赴いて農地確認、現地確認したりすることが多いですが、本来、この農業委員会総会に出席して内容を審議することが農業委員の大きな目的です。最終的にその審議を合意として決定することが主体でありますので、皆様お忙しい中ではございますが、都合を合わせて出席のうえ議案の審議をしていただきたいです。

特に、ほとんどの委員さんが地域からの推薦で選出されていますので、地元の案件に関してもやはりそういった義務を背負っていると思われれます。

今後とも農業委員として自覚を持って活動していきたいと考えておりますので、皆さんも是非積極的に責任のある活動をお願いします。

本日は議案が7件ありますので、申し上げたとおり慎重にご審議の上、意思決定していただきたいと思ひます。

簡単ですが、開催のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局

出欠の状況を申し上げます。1番 松下委員、3番 関口委員、8番 中野委員より欠席の通告がありました。

現在の出席者は11名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、枝幸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

日程第2

会議録署名委員 の指名

議長

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第2 会議録署名委員を議長より指名いたします。

7番 阿部 糸吉委員、9番 寺前 吉幸委員を本日の会議録署名委員に指名いたします。

日程第3
会期の決定

日程第3 会期の決定についてお諮りいたします。
会期については、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

意義なしと認めます。
よって会期は、本日1日といたします。

日程第4
事務報告

日程第4 事務報告を事務局より報告願います。

事務局

(別紙 事務報告 読み上げ)

議長

事務局より報告が終わりました。本件は報告済みといたします。

日程第5
議案第1号

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書1ページ 読み上げ)

本件は、令和元年6月10日から令和6年12月31日までの期間で賃貸借を行っていた農地について、合意による解約を行った旨の通知があり、その成立状況に係る確認を求めるものです。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料1ページから2ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第1号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。
お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第 6 議案第 2 号「現況証明の発行について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書 2 ページ 読み上げ)

本件は、議案第 1 号で第三者に所有権移転をするために合意解約通知の成立状況の確認を求めた土地で、地目変更後に所有権移転を行うための証明願出を受理し、7 月 7 日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地 靖浩委員、阿部委員により現地の確認を行っております。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 3 ページから 4 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、議案第 2 号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

この議案については第 1 号、第 2 号そして本会ではまだ出ていないが第三者が受けられるという流れとのことですが、疑問を感じます。

農業者が農業委員会を通して借地契約を結んでいるということは、農地ですね。それを解除して第三者に農地以外として売るというのは、面積の大小という問題ではないと考えます。第三者が農業者かどうかはわかりませんが、農業者であれば現況証明ではなく農地として次の人が契約しますので、農業者以外が買うものと推測します。

枝幸町は酪農専業地帯だからと放牧地、採草地以外の土地は農地ではないという捉え方を往々にしてされてしまっていますが、そうではありません。放牧地、採草地以外の原野や林野がありますが、畑はどうなるのでしょうか。

現実に、じゃがいもやデントコーン等を作っている畑はあり、それは畑で農地であると考えます。牧草を刈っていないからといって現況が原野とはならないと思っております。ここは馬鈴薯を作っていた畑です。作らなくなったから、荒れているから原野という現況にはなりません。

建物がある部分はやむなしにしても、お金がかかるからと耕作している畑の分筆をせず、農業者以外の第三者が登記することを認めるというのは、農業委員会として如何なものかと思っております。小面積といえども実際の経営面積に分筆しなくては行けない。

休耕して荒れたからと農業者以外に売り渡せば、評価の問題もでてきます。周辺の農地価格は概ね 2 万 8 千円から 3 万 1 千円ですね。しかし農業者以外は通常、農地価格ではなく坪単価で土地を購入します。こういう事例があると、所有者は農地価格で売らなくなってしまいます。

恐らく開発して何かを作るのかと思いますが、私はこれは分筆して、現在の賃貸借は継続して取り扱うべきという意見です。図面のこの線の部分はじゃがいも畑です。畝も残っているし、原野とはならないと思います。

小面積だから良いとしてしまうのなら、例えば2haで同じ状況となった時に同じ判断はできないと考えます。

これが、冒頭に会長が仰った「我々農業委員は農地を守る立場にある。」といったところかと思いますが。

面積の大小や分筆にかかる費用を配慮した判断というのは、今後のために歯止めをかけなければ同じ事例が出てきてしまいます。

今回この議案は認めますが、今後この畑の部分は分筆して農地に戻す必要があるように思います。

1年休耕すれば雑草も生えます。例えばじゃがいもの耕作者が入院して畑が荒れた後、1ha3万円台の農地を農業者が買わず、農業者以外が買うようになってしまう。面積の大小に関わらず、よくない事例だと思います。

この部分以外は賛成します。

議長

確かに仰るとおり、現地確認の時にも委員同士でその点を協議しています。これは農地であり、近隣の畑としては使えそうだということを踏まえると、こんなに大きな面積でなくても良いのではないかという話にもなりました。

しかし、所有者による強い希望もあり、地元農業委員に相談のうえ、こういう内容で提出させていただきました。

委員

賛成できかねます。農業者以外の人がトラックを置きたいからと農地をそれ以外にしてほしい、という個別の事情に農業委員会が応じて良いのでしょうか。これは小面積だから許可、とすれば2haだったらどうしますか。

委員

現地確認には私も行きました。今の使用者に「この畑になっているところは非常に使いにくい。この部分の畑に入って草を刈ることはできない。」と聞いています。

今は大型機械が主流になっていますが、ここは図面で見ると以上に小さく、大型機械が入れるような状態ではありません。それならば使いやすいように、今の使用者も仕事しやすいように考えるべきなのではと思います、承認したものです。ご理解いただきたいと思います。

委員

事情は理解できます。ただ、そういう理由で10haに対し2haが使いにくいから農家以外の人へ、というのも承認されるようになってしまうなら、これからどんどん農地が減ってしまいます。事情は理解できても、事情が優先すると農地法も農業委員も必要なくなります。

議長

この案件ではありませんが、先日、似た状況のところ
に現地確認に行きましたが、同じく近くに草地と農地が
あり、現在未利用地という形でした。しかし、ここは
使用者によっては十分畑になり得るから認められ
ないという協議になっています。その場所ごとに
協議しながら進めますので、是非この案件も今
回認めていただきたいと思ひます。

委員

わかりました。ただ、同じような事案が出てきた
時にこのような対応を続けければ、農地が減って
いきますので留意願ひます。

議長

確かに今意見があつたように、今回のようなやり
方を続けていくと農地はどんどん減ってしまひ
ます。農業委員としてどうするべきかというの
は、これから皆さんと考へていきたいと思ひ
ます。それぞれ地元の事情はあると思ひます
が、それと農業委員の立場を考へながら検討
いただきましよう、よろしくお願ひします。

委員

原野商法というものもあり、実際に原野を
買ひますという看板も建っている地域です
から、私は農地を守るために色々な活動
をしています。実際にこういう事例がある
ことを残念に思ひます。以上です。

議長

大変貴重な意見をいただきましたので、
皆さんも十分に留めて今後の活動に
当たっていただきたいと、私自身も
改めて心にしながら進めていき
たいと思ひますので、よろしく
お願ひします。

その他に意見ござひませんか。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決
いたします。お諮りします。議案第2号は、
原案のとおり決定することに
ご異議ござひませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よつて、議案第2号は原案のとおり
決定いたしました。

日程第7
議案第3号

議長

日程第7 議案第3号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

（議案書3ページ読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書4ページ読み上げ）

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料5ページから6ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第3号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

（なしの声多数）

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8
議案第4号

事務局

日程第8 議案第4号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

（議案書5ページ読み上げ）

提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

（議案書6ページ読み上げ）

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料7ページから8ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第4号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9
議案第5号

日程第9 議案第5号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局

(議案書7ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、新規の賃貸借によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書8ページ 読み上げ)

8月18日に高橋会長、玉村委員、今委員、阿部委員、向井地 靖浩委員、田中委員により農地確認を行っています。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料9ページから11ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第5号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

日程第10
議案第6号

事務局

日程第10 議案第6号から日程第11 議案第7号までは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により○番 ○○○○委員が議事参与を制限されます。よって、○番 ○○○○委員の退席を求めます。

(○番 ○○○○委員 退席)

○番 ○○○○委員が退席しました。議事に入ります。

日程第10 議案第6号「農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書9ページ 読み上げ)

提案します権利の設定につきましては、賃貸借の更新によるもので、集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書10ページ 読み上げ)

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料12ページから14ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第6号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第11
議案第7号

事務局

日程第11 議案第7号「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題とします。事務局説明願います。

(議案書11ページ 読み上げ)

提案します当該地につきましては、令和3年第3回農業委員会総会において第三者と権利の設定を受ける者との間で所有権移転を行った土地の隣接地であり、同第三者が町との賃貸借により使用しておりましたが、所有権の移動

に伴い、今まで同様に一体的な土地利用のため、相対で所有権を移動するものです。集積計画は農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。それでは内容の説明をさせていただきます。

(議案書 12 ページ 読み上げ)

5月18日に高橋会長、玉村委員、今委員、関口委員、向井地 靖浩委員、阿部委員により農地確認を行っています。

場所等につきましては、別冊の議案関係参考資料 15 ページから 16 ページに位置図等を添付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

以上、議案第7号の提案内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(なしの声多数)

質疑がないようですので、これより採決いたします。お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

○番 ○○○○委員の入場着席を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

○番 ○○○○委員が着席いたしました。

以上で本日付議された議案は全て終了しました。今回たくさんのご意見をいただきました現況証明発行の件に関しては、私を含め農業委員として枝幸町の農地について改めて考えるきっかけとなりました。

普段から農地を減らさないということが大前提として活動しておりますが、どうしても色々な事情の方を意識してしまいがちです。しかし、農業委員は委員として農地を守るというところで判断していかなければならないと強く再認識しましたので、今後も現況証明等十分に注意を払い活動してまいりたいと思えます。

また、農業委員の活動記録を毎月提出いただいておりますが、それぞれ普段の農業経営等仕事の中で農地パトロールをしていただいていると思います。

その中でも農地の利用の仕方等々、気のついたところは農業委員会に来て状況を確認しながら活動していただきたいです。

私たちは委員として、人の土地についても指導しなければならないこともありますので、まずはやはり自分の周囲から再確認をお願いします。

そして、農地の利用についてです。よく見かける堆肥の野積みも、1年程度はどうしても必要な現状であるにしても、それが長年そのままになっていないか。また、廃棄されるような牧草ロールが農地の縁に積まれていることがあります。これが何年も放置されていないか。こういった農地があれば地主さんと話して確認することも、農業委員としての活動です。

なかなか研修会や講習会というものができない状況ではありますが、そういう小さなところからでも農業委員としての仕事をしていただくことが大切と考えます。

是非、よろしく願いいたします。

これをもって令和3年度第4回枝幸町農業委員会総会を閉会します。皆様お疲れ様でした。

会議録署名委員 (議席7番)

(議席9番)